

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関するお知らせ

令和4年10月1日

千葉徳洲会病院

政府が提唱する医療 DX の推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における医療等情報取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した診療報酬点数、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されました。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診料・月1回）

- | | |
|---------------------------------|-----|
| ① 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 | 4 点 |
| ② ①であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 | 2 点 |

施設基準

- ・オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- ・患者に対し薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行うこと。

当院では令和4年6月1日より、マイナンバーカードによる健康保険証資格確認を開始しております。また患者様同意の上で他院受診歴や薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行い、より質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用する為、マイナンバーカード保険証利用にご協力をお願い致します。

< 留意点 >

- ・オンライン資格確認を行うにあたり、患者様はご自身の個人情報について、『審査支払機関又は保険者への照会』目的に同意された上でご利用することになります。
- ・月1回の保険証確認の際は、健康保険証もしくはマイナンバーカードのどちらかを総合受付窓口までご提出下さい（従来の紙の健康保険証でもこれまで通り受診可能です）。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用説明は、厚生労働省 Web サイトを参照下さい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

